

# 議 案

## 議案第1号

昭和22年12月27日告示第689号(狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の  
禁止)の廃止(案)について

## 議案第 1 号

昭和 22 年 12 月 27 日告示第 689 号（狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止）の  
廃止（案）について

別紙のとおり、旧狩猟法第 4 条（現鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 2 項）に基づき定めた昭和 22 年 12 月 27 日告示第 689 号（狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止）を廃止する。

# 昭和22年12月27日告示第689号（狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止）の廃止（案）について

## 1 内 容

旧狩猟法第4条（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第12条第2項）に基づき定めた昭和22年12月27日告示第689号（狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止）（以下、「昭和22年告示」という。）を廃止する。

昭和22年告示の内容は別添のとおり。

## 2 根拠法令

鳥獣保護管理法第12条第2項

（昭和22年告示当時は狩猟法第4条）

## 3 概 要

### （1）県における禁止猟法の規定について（昭和22年告示）

本県では、昭和22年12月27日付け県報において、旧「狩猟法」第4条の規定に基づき、県独自の禁止猟法5種類を告示した（禁止猟法について、当時は、狩猟法等による全国的な規定がなく、各都道府県が独自に規定することとなっていた）。

このうち、「旋条を有する装薬銃（以下、「ライフル銃」という。）」については、射程距離が長いことから、平地が多く、かつ住宅の存在しない山が少ないという本県の地理的特性を踏まえて安全面での配慮が必要であるとして、全ての狩猟鳥獣を対象として指定された（ライフル銃の定義は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下、「銃刀法」という。）で規定）。

他4種類は、張網、とりもち、つりばり等、主に鳥類を対象とした猟法である。

※ 旧狩猟法については、経過措置により鳥獣保護管理法が後継法とされており、本告示は現行法下においても有効である。

### （2）国における禁止猟法の規定について（鳥獣保護管理法施行規則等）

昭和25年に、国は、旧狩猟法施行規則により禁止猟法を定めた。

後継となる現行の鳥獣保護管理法施行規則では、第10条第3項で15種類の禁止猟法を、第17条で1種類の使用禁止猟具を定めており、この中には、昭和22年告示で定めた5種類の県独自の禁止猟法は全て含まれている。

このうち、ライフル銃については、例外として、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9mmを超えるライフル銃に限り使用が認められている（本県では全面禁止）。

なお、都道府県においては、鳥獣保護管理法第12条第2項により「区域内において特に保護を図る必要があると認める」狩猟鳥獣がある場合には禁止猟法を定めることができるとしている。

### (3) 今般の銃刀法及び鳥獣保護管理法施行規則の改正について（令和7年3月1日施行予定）

国においては、銃撃事件の発生を受け、銃刀法を改正することとし、その一環としてライフル銃の定義を変更し、一部銃の所持許可基準を厳格化することとしている。

具体的には、ライフル銃は現在、同法第3条の13において「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるもの」と定義されているが、令和7年3月1日の改正法施行後は「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるもの」に拡大される。

これにより、「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上半分以下のもの（以下、「ハーフライフル銃」という。）」が新たにライフル銃に含まれ、所持許可の規制が強化される（ハーフライフル銃の所持にあたっては、原則として、猟銃の所持許可を継続して10年以上受けていることが必要となる）。

他方で、当該銃刀法改正により狩猟に支障が及ぶことがないように、同日付けで鳥類保護管理法施行規則を改正し、ハーフライフル銃について、同規則上のライフル銃の定義から除外されることとなる。

これにより、改正後は、ライフル銃の定義が銃刀法と鳥獣保護管理法施行規則において異なることとなる（ハーフライフル銃について、前者はライフル銃に含み、後者は含まない。）が、狩猟においては従前どおり、ハーフライフル銃の使用が可能となる。

### (4) 上記法令改正等を踏まえた本県における対応について

上述のように、今回の銃刀法等の改正は、県内での狩猟及び有害鳥獣捕獲におけるハーフライフル銃の使用に影響を与えるものではないが、昭和22年告示等について以下の整理及び見直しが必要と考える。

#### ア ハーフライフル銃を除くライフル銃の扱いについて

ライフル銃（ハーフライフル銃を除く。）については、改正鳥獣保護管理法施行規則施行後も、口径の長さが5.9mmを超える銃に限りイノシシ等への使用が可能であるが、本県内では、地理的特性を踏まえた安全面での配慮や長射程距離の必要性を考慮すると、引き続き使用を禁止することが適当と思料される。

他方で、「安全面での配慮」は、現行の鳥獣保護管理法においては都道府県による

禁止猟法の指定要件ではなく、同法第35条に定める「特定猟具使用禁止区域」の指定に依ることとされている。

(本県では、現在、銃器全般の使用を禁止する「特定猟具使用禁止区域(銃器)」を、計226箇所、約192,339.4ヘクタール指定している。)

このため、改正後は、県内全域を対象に「ライフル銃(ハーフライフル銃を除く。)」の特定猟具使用禁止区域として指定する必要がある。

## イ ライフル銃以外の県独自の禁止猟法の取扱い

昭和22年告示で規定するライフル銃以外の4種類の禁止猟法については、鳥獣保護管理法が規定する国の禁止猟法または使用禁止猟具の一部であることから、本県独自の禁止猟法として規定する必要性はない。

また、本県においては、保護が必要な狩猟鳥獣(キツネ、ヤマドリのオス等)については狩猟期間の制限等により対応しており、特定の鳥獣保護のために県独自の禁止猟法を指定する必要性はない。

## (5) 結論

以上により、改正銃刀法等の施行以降は、県独自の禁止猟法は、昭和22年告示に定める5種類を含めても規定する必要性が存在しないことから、同告示を廃止するものとする。

なお、同告示における禁止猟法の一部であるライフル銃(ハーフライフル銃を除く。)については、同告示の廃止と合わせて、県内全域を「特定猟具使用禁止区域(ライフル銃のうちハーフライフル銃を除く。)」に指定することにより、従前どおり禁止するものとする。

特定猟具使用禁止区域の指定にあたっては、県報において告示することとする。

## 4 施行予定日

令和7年3月1日